

## 特定商取引法の改正施行の徹底と適用除外規定の解釈について

当協会では、特定商取引法のLPガス販売事業者向け、テキストを作成して、各LPガス販売事業者に情報提供を行っております。また、併せて、特定商取引法の講習会についても、当協会主催、各県協会の主催などにより、開催して特定商取引法の趣旨の徹底を行っております。

同テキストの説明の内容については、同法令解説本、行政、消費者団体、関係者などへ十分に確認のうえ、お知らせしたところです。このたび、同マニュアルに掲載中の適用除外の規定に関して問い合わせがあり、消費者庁担当官に再確認したところ、LPガス販売業界での解釈とは違う解釈が示されました。

その情報提供の中のひとつとして、「1年以上にわたり、LPガスを継続供給している場合で、同一消費者にガス機器などの関連商品を訪問販売する場合は、訪問販売の適用除外になる」と説明を行ってまいりました。

最近に至り本件について、消費者庁の解釈とLPガス協会及び関係法律家の解釈が違うことが判明いたしました。つまり、「LPガスの継続供給は、特定商取引法でいう取引実績には該当せず（単なる供給契約の履行とみなされる）、継続供給していてもガス機器など別の商品の訪問販売をする場合は、訪問販売の適用除外にならない」との判断になりました。

なお、今回の同法の改正では、都市ガス、電気なども特定商取引法の規制対象となり、LPガスと同様に継続供給していても適用除外とはならず、規制対象となっています。そのため、たとえば都市ガス会社が1年以上継続供給している場合でも当該消費者に燃焼機器の訪問販売を行う場合は、LPガスと同様に適用除外とはならないこととなっています。

については、1年以上LPガスを継続供給している消費者に別途ガス機器等を訪問販売する場合は、以下の内容で対応されるようお願いいたします。

### **(当面の対応)**

特定商取引法による訪問販売等の適用除外の有無にかかわらず、12月1日から自社の供給先の消費者にガス機器等を販売する場合は、これまで示した交付書面の例を参考に当該消費者に対して、書面を交付するようお願いいたします。

以上